

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様  
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

## 第2波非常事態宣言解除後の適切な感染防止対策への協力について(依頼)

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、岐阜県においては、県内での感染拡大が小康状態となり、「非常事態」は越えたと判断し、令和2年9月1日付で「第2波非常事態宣言」をいったん解除されたところです。

また、合わせて感染拡大防止のための取り組みを緩めるとたちまち3度目の感染拡大につながる可能性があることから、各施設等に対して、引続き感染・まん延防止の徹底に取り組んでいただくよう依頼があったところです。

岐阜市内の障害福祉サービス事業所等におかれましては、市長メッセージ「『STOP! コロナ・ハラメント』『新型コロナウイルス感染防止のために「基本を徹底」しよう!』」にてお示した事項や岐阜県において作成・配布されております「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」をご確認、ご活用いただくとともに、下記に示した事項について御留意いただき、感染拡大防止の徹底をお願いいたします。

なお、令和2年7月31日付「適切な感染防止対策への協力のお願いについて(依頼)」におきまして、記書きで依頼しておりました事項のうち、1点目及び2点目については解除いたしますが、送迎の際のマスクの着用や換気の徹底、乗車人数の制限等による感染リスクの低減などに引き続きご留意ください。

また、岐阜市では、市内の事業所を対象とする新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生用品等の購入に対する補助制度を設けておりますので、利用者の安全確保のため、当該制度をご活用ください。

## 記

1. 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合はもとより、濃厚接触者としてPCR検査を受けるなど感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかに岐阜市役所障がい福祉課指導係あてに連絡すること。(別紙 様式参照)

## 【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市長メッセージ  
<https://www.city.gifu.lg.jp/37654.htm>

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地

岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係 支援係 相談係

T E L : 058-214-2136(直通)

F A X : 058-265-7613

E-mail : [fj-shougai@city.gifu.gifu.jp](mailto:fj-shougai@city.gifu.gifu.jp)